

項 目	回 答
1. 公共事業予算の持続的・安定的な確保と大規模災害に備えた防災・減災対策の推進について	<p>①令和4年度の公共事業予算についても持続的・安定的な確保をするとともに、地方への重点配分をお願いします。また、適切な工期の確保という観点から、予算につきましては出来る限り当初予算で計画的に措置頂きますようお願いいたします。</p> <p>②「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」の着実な実施と、5か年加速化対策終了後も引き続き、大規模災害に備えた中長期計画を策定し、予算を計画的かつ安定的に確保するようお願いいたします。</p> <p>社会資本の整備は未来への投資であり、質の高い社会資本ストックを将来世代に引き継いでいくためには、必要な公共事業予算を安定的・持続的に確保することが不可欠と考えております。</p> <p>本年8月末に国土交通省の2022年度(令和4年度)予算の概算要求が公表され、公共事業関係費として、6兆2,492億円(対前年度比1.19)を要求しております。</p> <p>なお、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」の推進に係る所要の経費については、「事項要求」を行い予算編成の過程において検討することとなっております。</p> <p>また、中長期的な見通しの下、必要かつ十分な公共事業予算の安定的・持続的な確保を図り、公共事業を効率的かつ円滑に実施するよう努めてまいります。</p> <p>施工時期の平準化や適正価格・工期での契約、地域企業の活用に配慮した適正な規模での発注等を推進して、引き続き、生産性の向上や働き方改革に取り組んでまいります。</p>
2. 建設工事標準請負契約約款第30条(不可抗力による損害)の改善について	<p>■建設業を取り巻く社会経済情勢の変化、建設業に求められている重要な社会的役割を踏まえ、受注者の負担の率をゼロにしていきたいです。</p> <p>公共工事標準請負契約約款においては、災害等の不可抗力による損害について、公共工事の受注者が弱い立場におかれがちであることや建設業の健全な発展等を考慮し、受注者が全て負担するという民法の原則ではなく、工事請負金額の100分の1を超える損害額については発注者が負担することとしております。</p> <p>一方で、災害時の復旧工事には、通常の工事に比べ、資材の高騰や担い手確保の難しさ、2次災害による損害発生リスクが高いといった事情があり、不可効力による損害発生時の負担は、受注者にとって大きな負担であると承知しております。</p> <p>建設業者は地域の守り手であり、今後も引き続き災害復旧等を担っていただく必要があることから、復旧工事においても適正な利潤が確保されることが重要です。</p> <p>こうした状況も踏まえ、受注者負担の更なる軽減については、全国的な課題であることから、本省へご意見・要望について伝えてまいります。</p>

令和3年度 (一社) 長野県建設業協会との意見交換会 関東地方整備局 回答 (2 / 3)

項 目	回 答
<p>3. 施工時期の平準化の取組の一層の促進について</p>	<p>■施工時期の平準化の取組の一層の促進をお願いするとともに、年度内に工事の完了が困難になる事が判明した場合には、速やかな繰越措置並びに変更契約をしていただきますようお願いいたします。</p> <p>令和元年6月14日に施行された公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部改正に伴い、発注者の責務として公共工事の品質確保を図るため休日や準備期間等を考慮した適正な工期の設定や年度当初からの予算執行の徹底、繰越明許費の適切な活用や債務負担行為の積極的な活用などが定められるとともに、働き方改革の観点からも重要な施策として認識しております。</p> <p>施工時期の平準化について、令和2年12月に全国統一指標及び関東ブロック独自指標により令和6年度の目標値を公表し、令和3年10月に令和2年度調査結果について公表しております。</p> <p>引き続き、施工時期の平準化に向けて、年度当初に事業が少なくなることや年度末における工事完成時期・履行期限が過度に集中することを避けるため、計画的な発注に努めるとともに、繰越制度や2ヵ年国債を活用することにより、適切な工期の設定、適切な経費の算出等に取り組んでおります。</p> <p>また、適正な工期を確保するため、工事発注時に工事工程表の開示の試行を原則全ての土木工事、機械設備工事、電気通信設備工事を対象に実施するとともに、本官工事及び当初予定価格3億円以上の分任官工事を対象に、設計・発注条件と現場条件の不一致を防止し、円滑な工事施工体制の確保を目的とした条件明示チェックリストの開示の試行に取り組んでおります。</p> <p>なお、工事着工前には「設計審査会」において、工事工程のクリティカルパスの共有や条件明示のすり合わせを受発注者間で実施するとともに、作成書類の役割分担の明確化を図ることとしております。</p> <p>工事工程のクリティカルパスや条件明示に変更が生じた場合には、設計審査会において設計変更の妥当性や工期延伸の審査を受発注者間で行い、適正な契約変更及び工事工程の確保に努めてまいります。</p>
<p>4. 時間外労働の上限規制の特例措置について</p>	<p>■労働基準法第33条の災害等による臨時的必要がある場合の時間外労働等の規程もありますが、地震や豪雨等の大災害のあった場合や除融雪業務等には、時間外労働の上限規制に特例措置を設けていただきますようお願いいたします。</p> <p>近年は、甚大な自然災害が毎年のように発生しており、貴協会をはじめとする建設業界の皆様には、災害時には最前線で地域社会の安全・安心の確保を担うなど、「地域の守り手」として、重要な役割を担っていただいております。</p> <p>令和6年度から建設業に適用される改正労働基準法では、労働基準法36条により、原則、月45時間かつ年360時間の時間外労働時間の上限規制が設けられておりますが、その一方で、事前に予測できない地震、津波、風水害、雪害等の災害への対応を行う場合には、労働基準法33条1項において、上限規制の例外規定が設けられているところです。</p> <p>また、災害からの復旧・復興事業については、労働基準法139条1項に基づき、当分の間、例外（臨時的な特別の事情があつて労使が合意する場合）の上限のうち、複数月平均80時間以内と単月100時間未満の要件は適用されないことになっております。</p> <p>労働基準法における時間外労働の上限規制（例外規定）に関するご要望については、国土交通本省にお伝えさせていただきますが、厚生労働省所管の法令であるため、貴協会からも厚生労働省に対して、ご要望をお願いいたします。</p>

令和3年度 (一社) 長野県建設業協会との意見交換会 関東地方整備局 回答 (3 / 3)

項 目	回 答
5. 週休2日について	<p>■働き方改革に伴い、この先週休2日で働いていくのが普通になっていくと思われるので、今まで以上に週休2日を意識した工事価格、工期等の設定をお願いしたい。</p> <p>関東地方整備局では、令和3年度から原則全ての工事を対象に「現場閉所による週休2日制適用工事」または「週休2日交替制モデル工事」の発注者指定方式による発注としております。</p> <p>週休2日の実現に向けた環境整備として、現場閉所の状況に応じた労務費、機械経費（賃料）、共通仮設費、現場管理費の補正係数を設定しており、令和2年度に共通仮設費と現場管理費の補正率を引き上げており、令和3年度は引き続き継続しております。</p> <p>さらに、適正な工期を確保するため、工事発注時に工事工程表の開示の試行を原則全ての土木工事、機械設備工事、電気通信設備工事を対象に実施するとともに、本官工事及び当初予定価格3億円以上の分任官工事を対象に、設計・発注条件と現場条件の不一致を防止し、円滑な工事施工体制の確保を目的とした条件明示チェックリストの開示の試行に取り組んでおります。</p> <p>また、工事着工前には「設計審査会」において、工事工程のクリティカルパスの共有や条件明示のすり合わせを受発注者間で実施するとともに、作成書類の役割分担の明確化を図ることとしております。</p> <p>工事工程のクリティカルパスや条件明示に変更が生じた場合には、設計審査会において設計変更の妥当性や工期延伸の審査を受発注者間で行い、適正な契約変更及び工事工程の確保に努めてまいります。</p>
6. 若手技術者への評価	<p>■現場において責任のある立場（現場代理人・主任技術者・管理技術者）にいる若手技術者に対しての評価および表彰制度を検討して頂きたい。</p> <p>関東地方整備局としても、将来にわたる品質確保のため、担い手の確保・育成が重要と考えております。</p> <p>このため、入札契約手続きの総合評価落札方式では、（35歳以下の技術者を担当技術者等に活用する場合に加点評価する）「若手技術者活用評価型」や、（40歳以下の技術者を監理（主任）技術者として活用する場合に加点評価する）「技術者育成型」による試行を実施しております。</p> <p>引き続き、担い手の育成・確保に向けこれらの試行を継続して実施してまいります。</p> <p>また、関東地方整備局の優良工事等表彰制度としては、各年度に完成した工事の中で特に優れた成績を収めた工事、技術者について、局長・部長・事務所長表彰を行っております。</p> <p>その中で、「優秀工事技術者表彰」として、関東地方整備局発注の工事を担当した現場代理人及び主任（監理）技術者の中から表彰を行うことにより、技術者の誇りと資質の向上を図り、円滑な事業の推進に資することを目的とした表彰制度を設けております。</p> <p>しかしながら、若手技術者に着目した表彰制度は設けておりませんので、他地整の表彰制度などを参考にしながら、その必要性について検討してまいります。</p>